

身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定等に関する要領

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条に基づく医師（以下「指定医師」という。）の指定については、法、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 指定の申請

法第15条に基づく指定を受けようとする医師は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- ア 申請書（様式1）
- イ 経歴書（様式2）
- ウ 医師免許の写し
- エ 専門医又は認定医である旨の証明書の写し
- オ その他市長が必要と認めるもの

2 指定医師の指定

(1) 市長は、指定医師の指定に当たっては、北九州市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会（以下「審査部会」という。）の意見を聴いて行わなければならない。

(2) 市長は、審査部会の意見を聴く際には、以下の事項について十分に審査を行い、指定医師の専門性の確保に努めるものとする。

- ア 医籍登録日
- イ 担当しようとする障害分野
- ウ 当該医師の職歴
- エ 当該医師の主たる研究歴と業績
- オ その他必要と認める事項

(3) 市長は、指定医師を指定するときは、当該医師に指定通知書（様式3）を交付する。

3 指定基準

医師の指定に係る審査は、別紙「指定基準」に基づき行うものとする。

4 指定医師の届出事項

(1) 指定の辞退

指定医師は、退職、廃業、死亡又は市外へ転出すること等に伴い指定を辞退しようとするときは、辞退届(様式4)を市長に提出しなければならない。但し、指定医師が死亡した場合にあっては、その者が診療に従事していた医療機関の管理者又は親族等が行うものとする。

(2) 指定内容の変更

指定医師は、市内の医療機関へ異動又は氏名や勤務する医療機関の名称が変更になった場合等、指定内容に変更が生じたときは、変更届(様式5)を市長に提出しなければならない。

(3) 福岡県内からの転入

福岡県、福岡市、久留米市から指定を受けている医師は、福岡県内に所在する医療機関から市内の医療機関に転入したときは、次に掲げる書類を市長に提出することにより、北九州市から指定を受けているとみなすものとする。

ア 転入届(様式6)

イ 経歴書(様式2)

ウ 福岡県、福岡市、久留米市から交付された指定通知の写し

エ 専門医又は認定医である旨の証明書の写し

オ その他市長が必要と認めるもの

5 その他

この要領に定めのない事項は、別に定める。

附則

(施行月日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(施行月日)

1 この要領は、平成30年7月1日から施行する。

(施行月日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 旧様式による用紙については、当分の間、手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができることとする。